



## 第 5 章

---

### 特集記事

## 阪神・淡路大震災

### 震災の概要と税関庁舎の被害

平成7（1995）年1月17日05時46分、兵庫県淡路島北部を震源としたマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生しました。後に「阪神・淡路大震災」と命名されたこの地震による被害は、死者約6,400名、負傷者約43,000名、住宅全半壊約25万棟という極めて深刻なものでした。

税関においても兵庫県を管轄している神戸税関の各庁舎に大

### 日本最大のコンテナ港であった神戸港から外国貿易船が消えた-

震災前の神戸港は、日本で最大のコンテナ港であり、世界でも有数の貿易港でした。しかし、震災により状況は一変しました。港湾施設の被害は甚大であり、外国貿易船が停泊するための岸壁に亀裂や陥没が生じ、コンテナを船から積卸すためのガントリークレーンが損壊するなど、コンテナ港としての機能の大半を失ってしまいました。神戸港の公共岸壁126か所のうち、使用可能な岸壁はわずか9か所のみであり、特に23か所あるコンテナパース（コンテナ専用船を停泊させ荷役などを行うための構内の所定の場所）は全滅し、神戸港から外国貿易船が姿を消しました。



倒壊したガントリークレーン



地面に亀裂が生じている岸壁



神戸ポートタワー付近岸壁(写真提供:神戸市)



液状化したポートアイランド(写真提供:神戸市)



阪神高速道路の倒壊(写真提供:神戸市)

神戸外郵出張所(神戸港郵便局)  
倒壊寸前のため立入禁止となった

摩耶埠頭出張所 地面、階段に亀裂が入っている

きな被害があり、建物の柱が損傷したことによる倒壊の危険から、神戸外郵出張所（神戸港郵便局）と麻葉探知犬管理センターは仮庁舎へ、東灘出張所と摩耶埠頭出張所（一部）は、六甲アイランド出張所内への緊急移転を余儀なくされました。神戸税関本関は、幸いにも大きな倒壊はなかったものの、地盤沈下による段差、柱や壁のひび割れ、壁の剥離などの損傷がありました。

### 震災直後の税関での業務体制

通関業者などの関連業界も事務所や倉庫の倒壊、交通アクセスの遮断などにより、通常通りの業務を行うことが困難となりました。税関は、本来の申告先官署で通関手続が困難な場合は本関で対応し、関係書類の提出は、通常原本が必要なものをFAXによる送付やコピーで対応するなど弾力的な取扱いとしました。また、震災により被災した輸入貨物に係る関税等の減税及び戻し税の取扱いについては、貨物の変質・損傷の程度の認定方法や手続をできるだけ簡素化し、提出書類も一部省略するなど弾力的に処理しました。

税関も被災する中、業務に必要な機器の被害状況や職員の出勤状況を踏まえ、緊急貨物を始め、一般貨物の通関についても可能な限り対応しました。

### 神戸港の復興に向けて

震災の影響により、定期航路として神戸港に入港していた外国貿易船は、横浜港、東京港、大阪港へと航路を変更していました。平成7（1995）年1月に入港した外国貿易船は、前年同月に比べ56%も減少し、神戸港に外国貿易船が一刻も早く戻ることが、神戸港の復興にとって必要不可欠でした。神戸税関は、神戸港の復興対策を早急に進めるため、平成7（1995）年1月25日に神戸市により設置された「神戸港復興対策連絡会議」に参画しました。

#### 「神戸港復興対策連絡会議」1月25日設置

**事業内容** ① 神戸港関係業界の現状の把握と復興に伴う共通課題の検討  
② 港湾施設等の復興状況に関する情報交換  
③ 神戸港の復興に伴う連絡調整  
④ その他目的を達成するために必要な事業

### 通関業の営業についての特例措置

神戸港から大阪港へ航路変更となった船の貨物を通関するため、神戸税関は震災の特例として、神戸税関管轄内の通関業者が大阪税関管轄内でも通関業務を行えるよう臨時方針を打ち出しました。具体的には、「神戸税関の通関免許では大阪税関管轄で営業はできないところ、新たに大阪税関に対して免許手続を行うと、暫定的に6か月間有効の通関免許を受けられる」というものでした。

#### 神戸市港湾局へ提言

日本最大のコンテナ港であった神戸港を早期に復興させるためには、港湾施設の復旧整備はもとより、神戸港の関係者が力を集結して種々の施策を積極的に推進することが必要であるとの考えから、次の3項目について、3月2日、税関長から神戸市港湾局長あてに文書で提言しました。

- ① 荷役の24時間体制を確立すること
- ② 仮復旧した港湾施設の効果的活用を図るべく、船会社や関連業界に対し、ローロー船、ギヤ付船等の誘致を積極的に働きかけていくこと<sup>(※)</sup>  
※ガントリークレーンなどの港の施設がなくても貨物の積卸しができよう、トラックなどの自走車両を載せるローロー船や船にクレーンなどが備え付けられているギヤ付船を誘致しました。
- ③ 特に阪神間において海上輸送のメリットを最大限活用した国内輸送体制の確立を図ること

#### 荷役の24時間体制導入への対応

4月末から、暫定復旧したコンテナパースを効率的に運用するため、神戸港のコンテナターミナルでは、24時間荷役作業を行うこととなりました。今では、港湾における荷役作業は1月1日を除き364日24時間実施されていますが、当時は国内港初の試みで2年間の暫定措置でした。神戸税関は、海上貨物の通関業務や保税業務を対象に、平日の17時から22時、休日の8時30分から17時の間においても本関に職員を配置し、業務を受け付けました。

### 復興宣言とその後

神戸港は、震災により未曾有の被害を受けたものの、関係者が一丸となって復興に取り組んだ結果、震災発生からわずか2年後の平成9（1997）年に、神戸市は「神戸港復興宣言」を発表しました。震災によって、神戸港を抜港していた外国貿易船

も徐々に戻り、復興宣言時には、震災前の約8割まで戻ってきました。令和4（2022）年には、神戸港は、横浜港、名古屋港に次ぐ3番目の入港隻数を誇る港となっています。



本関庁舎(2代目)に懸垂幕を掲げ、市民にエールを送っていた(平成7年2月)「示せ開港 めざせ復興」

阪神・淡路大震災から20年目の平成27（2015）年、神戸で生まれた震災の教訓や知恵を集め、多くの人に発信する「震災20年神戸からのメッセージ発信」プロジェクトにおける取組から『BE KOBE』のロゴマークが生まれました。

このロゴマークには、「神戸の様々な魅力の中で、一番の魅力は人である」という思いが込められており、神戸開港150年を記念して、平成29（2017）年にモニュメントが設置されました。（参照：BE KOBE ホームページ (<https://bekobe.jp/>)）





# 東日本大震災

## 地震発生と職員の避難

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分。  
三陸沖を震源地とする国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震が発生しました。  
地響きをともなう激しい揺れと巨大な津波が町を襲い、沿岸にある税関官署にも甚大な被害をもたらしました。  
函館税関八戸税関支署では、津波により八戸港湾合同庁舎 1 階の支署事務室が浸水し、押し寄せてきた土砂や瓦礫により使用不能になりました。  
横浜税関仙台空港税関支署では、地震発生後の 1 時間後、滑走路まで到達した津波が濁流となって空港ビルの 2 階近くの高さまで押し寄せ、3 階に避難した職員や空港利用者は一時孤立状

## 業務の継続と緊急的な対応

函館税関と横浜税関が管轄する東北地方と関東地方の太平洋沿岸にある税関官署が被災し、津波で水没した庁舎は使用できず、業務の継続が困難な状態になりました。  
しかし、職員は、避難所生活を送りながらも税関業務の早期再開に努め、一部の官署では合同庁舎の会議室や避難所の一角を間借りして業務に対応しました。また、被災により使用不能となった官署の業務を他の官署に振り替えて処理する対応も始めました。



気仙沼出張所(気仙沼合同庁舎)



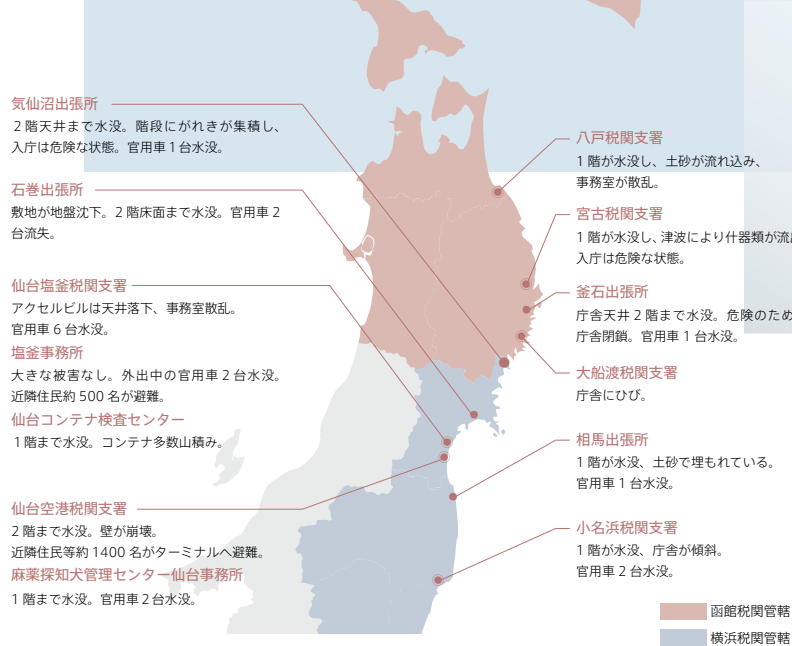
八戸税関支署事務室



石巻出張所事務室



仙台空港税関支署駐車場



態となりました。  
横浜税関では災害用として配備していた衛星携帯電話と災害時優先電話により、16 時 50 分には一旦、出勤職員全員の安否が確認できましたが、その後、再度職員との連絡が取れない状態になりました。  
職員は沖から迫ってくる津波から逃れるため庁舎から退避し無事でしたが、携帯電話の通信網が遮断され、安否確認が取れない日が続いていました。  
過去に経験のない災害でしたが、3 月 15 日までに函館税関、横浜税関の職員全員の無事が確認されました。

## 被災地以外の税関でも対応

被災地から離れた横浜税関本牧埠頭出張所は、災害当日、出張所周辺一帯の停電により NACCS が停止し、夜間まで懐中電灯の明かりを頼りに手作業で通関処理を行いました。  
また、震災による施設点検のため、成田空港や羽田空港の滑走路が一時閉鎖されたことで別の空港に着陸した国際便への対応や海外から到着した救援物資の迅速通関など、国難を乗り越えるために税関としてできることは積極的に取り組みました。



停電の中、書類審査を行う本牧埠頭出張所職員

## 地震発生後の関税局による対応

「財務省として国民のためにできることがあれば、何でもやりたい。そのために各局で知恵を出してほしい。」  
地震発生後、財務省内に災害対策本部を設置し、その会議の場で述べられた野田佳彦財務大臣(当時)の指示です。  
関税局においては、被災地における関税の申告納付などの期限延長や通関にかかる許可手数料の軽減措置を発表し、今後予想される海外からの救援物資が一刻も早く被災地に届けられるよ

## 税関監視艇による支援活動

大地震により被災地までの陸路が寸断される中、「財務省ができること」として、税関が保有する監視艇を支援物資の輸送に活用することを決めました。  
3 月 18 日以降、函館税関監視艇「はこだて」、同監視艇「神威(かむい)」、東京税関監視艇「つばさ」、神戸税関監視艇「お

輸送日	監視艇	支援物資の内容	輸送・引き渡し先
3月21日	「つばさ」「おき」	税関が備蓄していた災害用物資(合計約3.5トン)	新潟港、境港で物資を積載のうえ出港、函館港に到着後、陸路で釜石市まで輸送し、引き渡しました。
3月24日	「はこだて」「つばさ」「おき」	余市商工会議所(北海道)からの支援物資(合計約1.5トン)	函館港から大湊港まで輸送し、海上自衛隊に引き渡しました。
3月30日	「つばさ」「おき」	函館市からの支援物資(合計約3トン)	函館港から久慈港まで輸送し、久慈市、洋野町、野田村に引き渡しました。
5月11日	「はこだて」「神威」	①函館市市民の会「被災地の子供たちへ絵本を送ろう!」函館プロジェクトからの絵本・児童書48箱(約900冊) ②函館税関職員が提供した靴下、下着類、缶詰など35箱、札幌国税局が保有するレトルト食品	①函館港から久慈港、釜石港、大船渡港まで輸送し、久慈市、釜石市、大船渡市に引き渡しました。 ②函館港から大船渡港まで輸送し、大船渡市に引き渡しました。

## 復興への支援策

平成 23 (2011) 年 5 月 30 日、関税局は、被災地域における貿易・物流の円滑化・活性化による復興を推進し、社会経済の再生と国民生活の再建を図るため、これまでの措置に新たな支援策を追加した「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」を発表しました。  
この支援策は、1. 被災地域の貿易活性化、2. 被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減、3. 被災地域における税関手続の弾力的対応の継続、4. 被災地域における申告・納付等の期限の延長等の 4 項目で構成されています。



「つばさ」からトラックに支援物資を積み替えている様子  
物資輸送のため函館港から大湊港へ向け出港する監視艇 3 艇



港湾の被害状況(釜石港口防波堤)  
絵本・児童書を「神威」に積み込む様子

う、関税、消費税等を免除し、一部書類の提出を省略するなど、税関手続を簡素化しました。  
また、救援物資を積載して入港した外国貿易船の手続や地震により影響が出ている貨物(損傷や亡失など)の手続も簡素化するなど、東日本大震災により生じた被害に対して柔軟な対応措置を講じました。

き」が東北地方の港まで支援物資を輸送し、市町村や海上自衛隊に引き渡しました。  
そのほか、三陸北部海域における海上浮遊物の情報や港湾の被害状況の情報を収集し、第二管区海上保安本部へ提供しました。

この支援策には、外国貿易船が接岸する岸壁に他所蔵置(保税地域以外の場所に外国貨物を置くこと)を許可すること、貨物を保税地域に入れずに外国貿易船やはしけに積み込んだ状態での輸出入申告(本船扱い、ふ中扱い)を認めること、輸入者から税関へ事前に照会があった関税分類や関税評価に関する事前教示回答書の有効期限(3年)を延長できること、その他手続面の簡素化、手数料の免除などが盛り込まれ、関税局・税関においては、税関手続に関する弾力的な対応を通じて復興支援に取り組んできました。

5 月 30 日発表 「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」	3. 被災地域における税関手続の弾力的対応の継続
1. 被災地域の貿易活性化 ① 岸壁等における他所蔵置の許可の弾力的な運用 ② 本船扱い及びふ中扱いの弾力的な運用 ③ 閉港基準の適用除外 ④ 総合保税地域の許可基準の弾力的な運用	① 利便の良い税関官署での手続(3月13日措置済) ② 損傷等があった貨物に係る手続の簡素化(3月12日措置済) ③ 亡失した貨物に係る手続の簡素化(3月14日・4月7日措置済) ④ 保税台帳を紛失した場合の手続の簡素化(4月7日措置済) ⑤ 保税地域以外の場所に貨物を置くことの申請の簡素化(3月14日措置済) ⑥ 原産地証明書の提出猶予(3月15日措置済)
2. 被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減 ① 通関関係書類の電子的提出 ② 税関検査に係る輸出入者等の負担軽減 ③ 事前教示回答書の有効期限の延長 ④ 保税地域の許可期間の更新手続の負担軽減	4. 被災地域における申告・納付等の期限の延長等(3月15日措置済) ① 申請等の期限延長 ② 被災貨物に対する指定地外検査手数料の還付又は免除 ③ 証明書交付手数料の還付又は免除 ④ 保税地域許可手数料の還付、軽減又は免除



# 新型コロナウイルス感染症がもたらしたもの

～未知の脅威 その時税関は～

令和2(2020)年1月、厚生労働省は、国内初となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを発表しました。

世界各国ではすでに「原因不明の肺炎」の集団感染が騒がれており、国内初感染者の報道は、日本全体にインパクトを与えました。

世界を一変させた未知の脅威は、世の中そして税関を取り巻く環境も大きく変容し、多くの困難や課題が山積されました。

感染報道から3年以上が経過し、少しずつコロナ禍前の日常が戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された局面において、税関は、その時、何を考え、どう動いたのかを紹介していきます。



(写真上) 年末年始に向けた基本的な感染防止対策徹底の緊急呼びかけ(令和3年)  
(写真下) 健康安全研究センターにおけるオミクロン株検査(令和4年)  
(提供:東京都)

## 世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の歴史的なパンデミックにより始まった令和2(2020)年。

経済面では、感染拡大の懸念から日経平均株価が急落し、実質GDP前年比率は戦後最大のマイナスなど大打撃を受けました。

世間では、「3密」「ソーシャルディスタンス」「濃厚接触」な

どの言葉が行き交い、感染拡大や医療崩壊を防止するため、不要不急の外出自粛、マスク着用やアルコール消毒の徹底など感染症予防が日常のものとなりました。

税関を取り巻く環境にも様々な変化が次々に起きました。大型クルーズ船内集団感染、入国規制による訪日旅客の激減、緊急事態宣言に伴う出勤回避は、税関の業務に影響を与えました。

時期	出来事
2019年 12月	中国武漢市で原因不明の肺炎の集団感染が確認
2020年 1月	国内で初の感染者を確認 ・マスクや消毒液が品薄になる ・チャーター便により中国武漢市から邦人を帰還(2月まで) ・世界保健機関(WHO)が公衆衛生上の緊急事態を宣言
2月	・クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から感染者確認 ・日本人初の死亡を確認 ・国内感染者数が100人を突破 ・スポーツ・文化イベントなどの大規模イベント自粛要請
3月	・WHOがパンデミック宣言 ・ダイヤモンド・プリンセス号におけるすべての検疫終了 ・東京2020オリンピック・パラリンピック延期が決定 ・国内感染者数が1,000人を突破
4月	・クルーズ船「コスモ・アトランチカ号」から感染者確認 ・7都府県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言の発令による、不要不急の外出自粛 ・国内感染者数が1万人を突破
5月	・緊急事態宣言全面解除
6月	・唾液を使ったPCR検査の導入開始
7月	・「Go To トラベル」キャンペーンを開始
10月	・「Go To イート」キャンペーンを開始 ・国内感染者数10万人を突破

時期	出来事
2021年 1月	・1都3県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言発令
3月	・緊急事態宣言全面解除 ・東京2020オリンピック・パラリンピック、海外からの観客受け入れ断念
4月	・4都府県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言発令 ・国内死者数が1万人を突破
6月	・ワクチン接種、全国で本格的に開始
9月	・緊急事態宣言全面解除
11月	・国内で初めてオミクロン株の感染者を確認
12月	・ワクチン接種証明アプリ、運用開始
2022年 2月	・国内感染者数が500万人を突破
3月	・入国者数上限を5千人
4月	・入国者数上限を1万人
6月	・入国者数上限を2万人
7月	・国内感染者数が1,000万人を突破
8月	・国内死者数が3.5万人を突破
9月	・国内感染者数が2,000万人を突破 ・オミクロン株対応ワクチンの接種開始 ・入国者数上限を5万人
10月	・入国者数の上限撤廃
12月	・国内感染者数が2,500万人を突破

## クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」対応

令和2(2020)年2月5日、乗員・乗客約3,700名を乗せた大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で、10名の感染が判明し、最終的な感染者は712名、死者は13名に上りました。税関は、情報が錯綜する中、関係機関とともに乗員・乗客の下船対応を行いました。



### 最前線で責務を全う

急病人の下船など、夜間・休日を含む24時間体制での対応を要し、ダイヤモンド・プリンセス号の対応は、約1か月間続きました。



検疫所からの協力要請を受け、税関の監視艇を活用して沖に停泊した本船に対し、ウイルス採取キットの引渡し、採取した検体の持ち帰りを行いました。



## 輸出入通関手続などの弾力的な対応

### 物流を止めない



#### ◆ 救援物資などに関連する税関手続の対応

・マスクや消毒液など緊急に通関を行う必要のある感染症対策物資は、優先して対応しました。

#### ◆ 利便の良い税関官署への申告など柔軟な対応

・本来申告をすべき官署で申告を行うことが難しい場合には、利便の良い税関官署でも申告可能としました。  
・輸出入申告手続において、原本の提出期限の延長や書面提出が難しい場合は電磁的記録での提出を可能としました。

#### ◆ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置に係る影響の緩和

・関税等に関する申請・納付の期限を延長しました。  
・保税売店等に係る保税地域許可手数料を軽減、免除等しました。

## WCO との連携

### ニセモノを流通させない

#### ◆ 世界税関機構(WCO)と連携して偽物・粗悪品の国際移動を阻止し、安全な国際流通を促進

・感染拡大に伴い、偽造コロナワクチン及び安全や効能に関する基準を満たしていない不正医療用品などが世界中で摘発されている状況を踏まえ、WCOとともに国際取締りオペレーションにおいて日本が主導的役割を果たし、これらの不正医療用品等の取締りを強化しました。

上記以外にも、税関は新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する様々な取組を実施しました。

#### ◆ 環境整備

- ・フェイスシールドや防護服の着用、来庁者窓口へのビニールカーテンなどを設置。
- ・事業者と税関を接続可能とするウェブ会議システムの利用促進。
- ・混雑時間帯を避けて時差出勤をする取組を積極的に実施。



ビニールカーテンの設置



フェイスシールド・防護服の着用



ウェブ会議システムを活用した業務風景

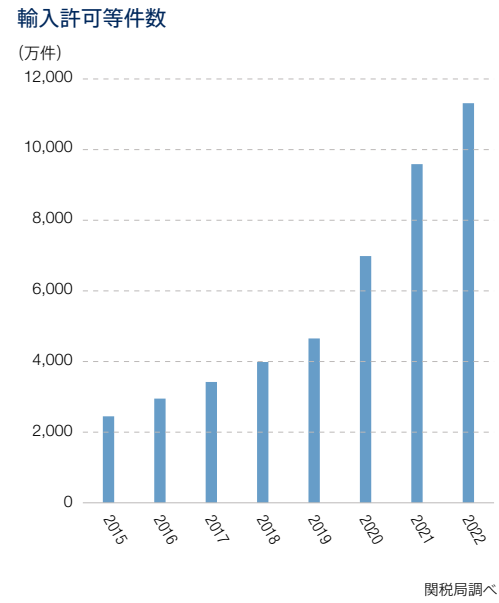
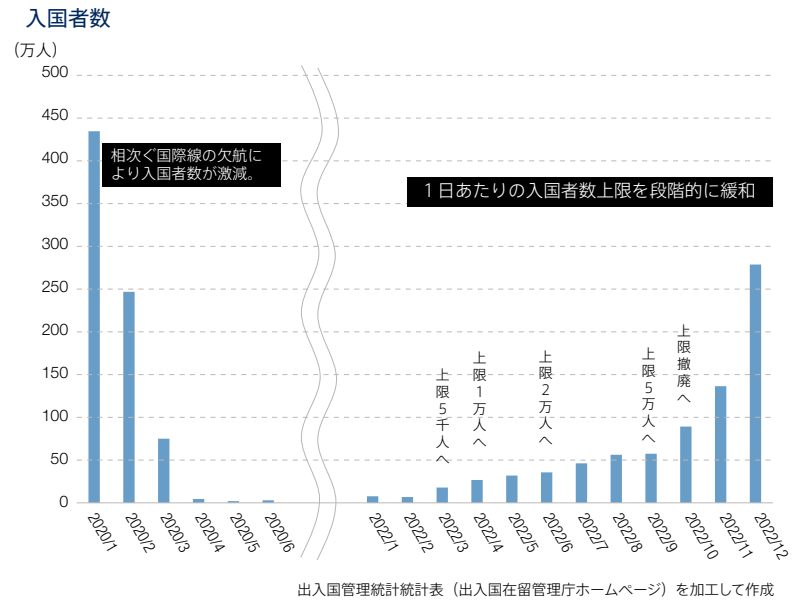
#### ◆ 社会支援活動

- ・医療機関などへ配布するため、税関に備蓄していたマスクを供出。
- ・帰国された方が入所する一時待機施設へ税関職員を派遣し検疫応援を実施。
- ・一部の税関施設を一時待機施設や大型職域接種会場として提供。



マスク約5.3万枚を供出

税関を巡る状況



入国者の検査



ウェブによる研修



国際線搭乗便掲示板には、「Cancelled」の赤文字が並びました



閑散とする空港内

1日当たりの新規感染者 8,000人超え

世界の感染者が1億人超える

全世界からの外国人の新規入国を停止

流行語大賞「3密」

ワクチン先行接種始まる

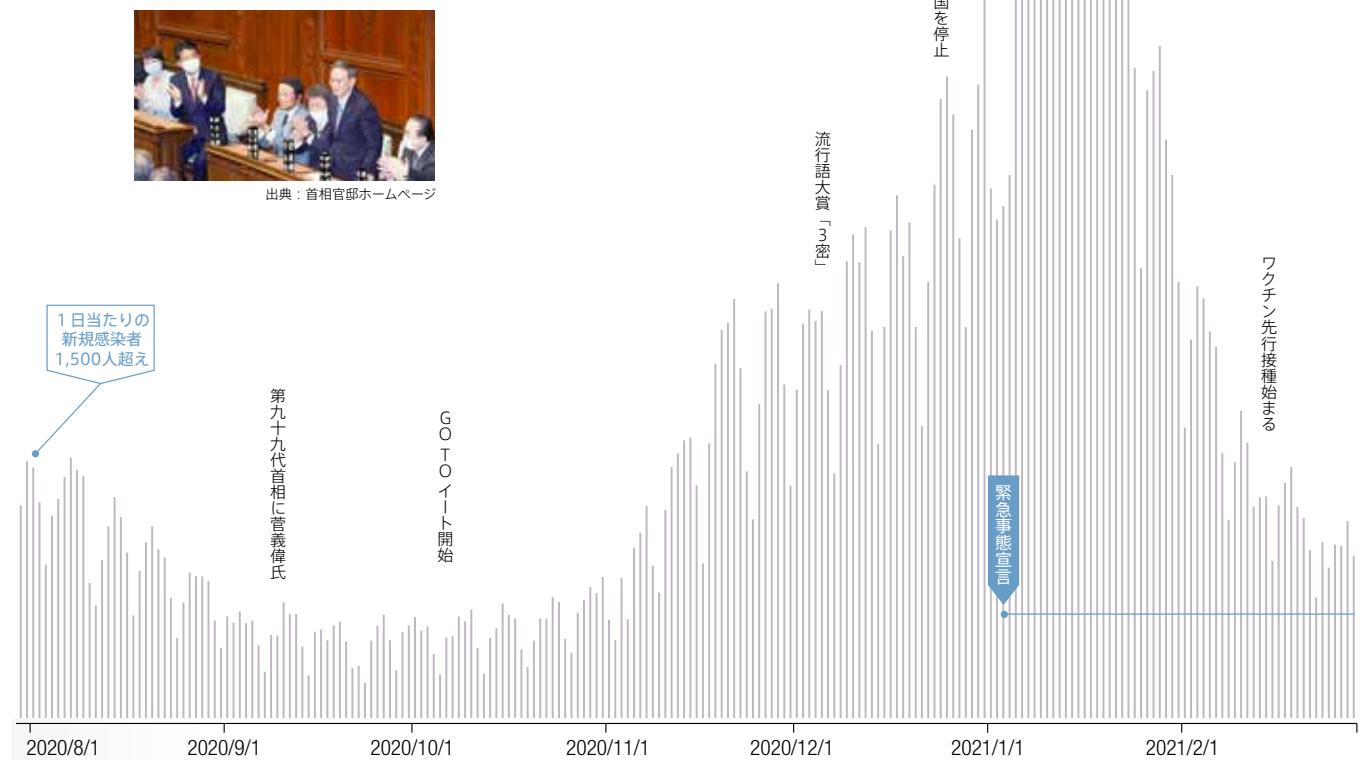
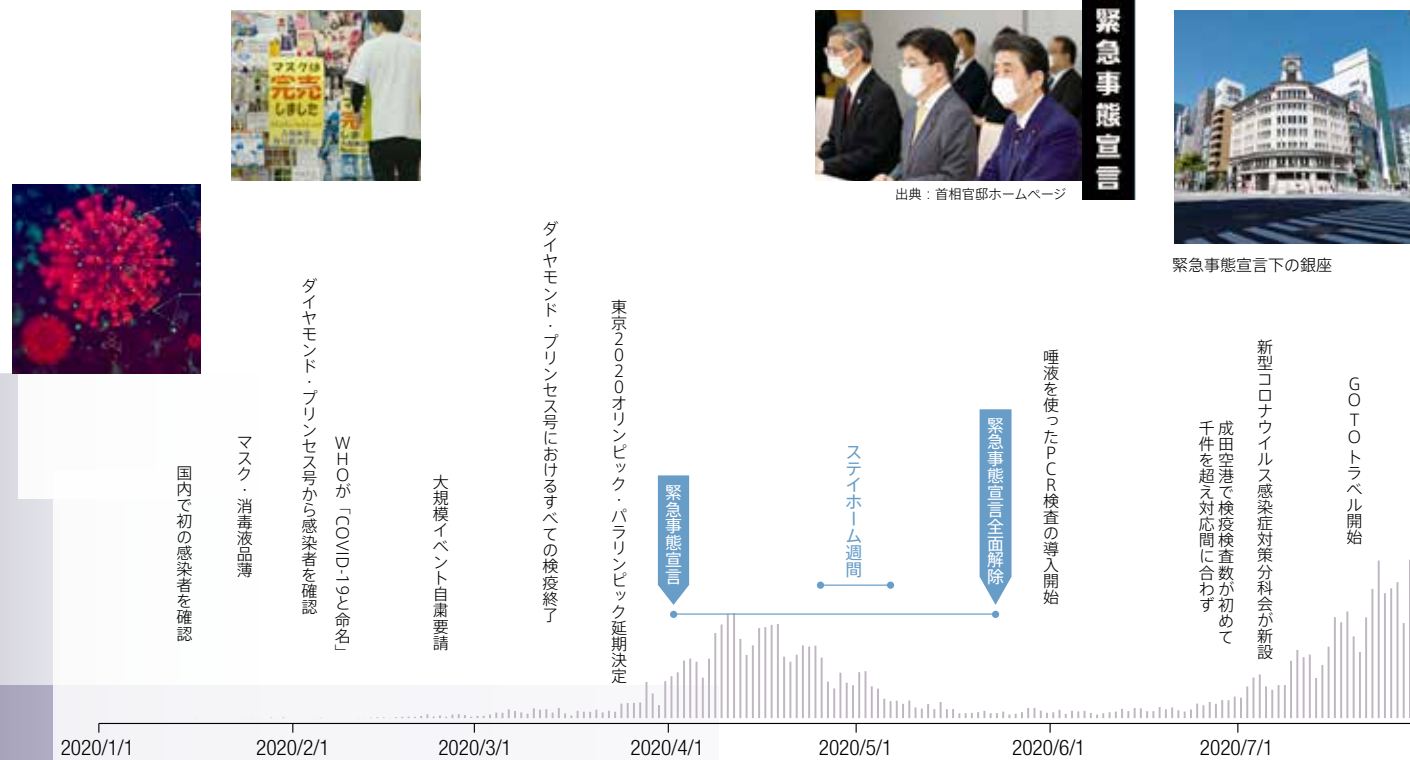
1日当たりの新規感染者 1,500人超え

第九十九代首相に菅義偉氏

GOTOイート開始

緊急事態宣言

国内新規感染者推移と主な出来事





## 国際博覧会

令和7（2025）年4月13日から、大阪市夢洲（ゆめしま）地区で「2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）」が、開催されます。

万博とは、昭和3（1928）年にフランス・パリで署名された国際博覧会に関する条約に基づく「国際博覧会」です。遡ること約半世紀の昭和45（1970）年3月、日本初の万博「日

### 万博で活用される保税制度

各国のパビリオン（展示館）は、万博の目玉のひとつです。参加国の特徴を良く表現したパビリオンがひととき来場者の目を引きませんが、参加国の中には、このパビリオンの建設機器や資材を、自国から運んで会場で組み立てるなどして建設する国もありました。

通常、外国から輸入される貨物には関税等が課されますが、国際博覧会に関する条約において万博終了後に再び外国に輸出される貨物については、関税等が免除されることとなっています。日本では、この条約の免税規定を履行するために、昭和42（1967）年に関税法を改正して、保税展示場制度が新設されました。

「EXPO'70」では、木材などの建築資材や音響装置などが持ち込まれましたが、保税展示場制度を活用して、再輸出された物品にかかる関税は免除されました。

「EXPO'70」会場内では、参加国のパビリオンで世界各国の料理が提供されました。アメリカ館のTポーンステーキやソ連館（当時）のボルシチやピロシキ、ドイツ館のアイスバインなど、当時、日本人が初めて味わうような料理も多くありました。

このように、来場者を楽しませる万博内のレストランで提供される食事や、パビリオンで販売される物品などは、関税等が課される貨物として輸入され、消費されなかった食材や売れ残った物品などの一部は再び外国へ輸出されました。



国際科学技術博覧会会場（提供：公益財団法人つくば科学万博記念財団）

本万国博覧会（「EXPO'70」）が大阪千里丘陵で開催されました。“人類の進歩と調和”をテーマに77か国が参加し、183日間の開催期間中に6,400万人を超える入場者が集まり、大いに賑わいました。

この華々しい世界的な祭典の裏側で、税関も「EXPO'70」の運営に深く関係していました。ここでは、その一部を紹介します。

### 万博における税関の役割

貨物を輸出入する際は、税関での手続が必要であり、税関はその貨物について関税等を徴収したり、免税制度を適用したりします。税関は、万博の運営に支障をきたさぬよう、準備期間も含めた限られた期間内に、これらの事務を円滑に処理するため、万博会場内に、「万国博覧会出張所」を設置して対応していました。

「EXPO'70」以降、昭和50（1975）年に「沖縄国際海洋博覧会」、昭和60（1985）年に「国際科学技術博覧会」、平成2（1990）年に「国際花と緑の博覧会」、平成17（2005）年に「2005年日本国際博覧会」が開催されました。税関は、「EXPO'70」の経験を元に、これらの万博においても、円滑な事務処理を通じて運営に携わってきました。

令和7（2025）年、日本最初の万博開催の地である大阪に、再び万博が帰ってきます。“いのち輝く未来社会のデザイン”をテーマに開催される「大阪・関西万博」が、世界中からたくさんの人やモノが集まる大きなイベントとして盛り上がるよう、税関もしっかりと対応していきます。



万博にて酒税証紙<sup>1</sup>の貼付を確認する職員（EXPO'70）

<sup>1</sup>酒税証紙は、酒類の開栓部の封印として使用され、正規に課税された酒類かどうかを見極める一手段。昭和49（1974）年に廃止。



大阪税関万国博覧会出張所

## オリンピック・パラリンピック

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）は、史上初めて開催が延期され、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な制約の中での大会となりました。

東京2020オリンピックは、令和3（2021）年7月23日～8月8日の17日間にわたり33競技・339種目が42会場で行われ、206の国・地域等（難民選手団を含む）から11,420人の選手が参加しました。また、東京2020パラリンピックは、

### 大会関係物品の円滑な通関

大会の円滑な運営に資するため、大会で使用・消費される物品や放送機材、大会関係者の携帯品・別送品といった大会関係物品について、必要な水際対策を実施しつつ、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）が発給する確認証により大会関係物品を識別し、優先的に通関処理を行うなど、円滑な通関に取り組みました。

### 厳格な水際取締

オリンピック・パラリンピックなどの大きな国際イベントは、テロの標的となり得ることから、税関においては貨物や国際郵便物の検査に集中的に人員を投入するなど水際対策を強化し、爆発物などのテロ関連物資等の国内流入を阻止することにより、安全で安心なイベントの開催・運営に貢献しました。

水際対策の強化にあたっては、大会会場が集中する首都圏に全国の税関から応援職員を派遣するなど、全国の税関が一丸となった水際対策を実施しました。



射撃競技に使用される銃

同年8月24日～9月5日の13日間にわたり22競技・539種目が19会場で行われ、162の国・地域等（難民選手団を含む）から、4,403人の選手が参加しました。

このように、多くの選手が参加した東京2020大会は、私たちに多くの感動を与えてくれましたが、華やかなスポーツの祭典の裏側でも、税関は円滑な大会運営を支えています。

ここでは、その取組について紹介します。

### 競技で使用する道具などの通関

「射撃競技」は、銃器を用いて標的を撃ち、その精度の高さを競う競技であり、選手が使用するライフルやピストル、弾については、選手や関係者によって日本に持ち込まれ、大会が終了し再び外国に持ち出されるまでの間、厳格に管理されます。

また、人と動物と一緒に競技に参加する唯一の競技「馬術競技」に参加する馬も外国から到着します。

このように、競技を行ううえで必要なライフルや馬などを輸出入する場合は、関税関係法令以外の法令の規定に基づいて、あらかじめ許可や承認を受ける必要があります。税関は、これらの許可や承認を受けていることを確認する必要があることから、確認がスムーズに完了するよう組織委員会をはじめとする関係機関などとの調整を行いました。



外国から到着した競技用の馬



再輸出されるライフル銃の確認



射撃競技に使用される銃



# 麻薬探知犬の紹介

麻薬探知犬は、増大する不正薬物の密輸入を防止する目的で、昭和54(1979)年に米国税関の協力を得て導入したのが始まりです。令和4(2022)年12月までに合計603頭の麻薬探知犬が活躍してきましたが、ここでは、各税関における代表的な1頭を紹介します。

平成31(2019)年3月、中部空港で大麻の密輸入を阻止。サッカー選手の本田圭佑氏が「ケイスケ号 グッジョブ!w」とSNSでコメントしてくれました。

名前の由来：世界で活躍するサッカー選手「本田圭佑」氏から引用。

エル号は、雷の音で餌が食べられない臆病な一面がありましたが、神戸税関歴代トップの摘発件数を誇り大いに活躍しました。

好奇心旺盛なクエスト号は、旅客が身边に巧妙に隠して持ち込んだ覚醒剤を摘発した優秀な麻薬探知犬です!

門司税関  
クエスト号 (退役犬)

神戸税関  
エル号 (退役犬)

長崎税関  
ニック号 (現役犬)

沖縄地区税関  
エディ号 (退役犬)

名古屋税関  
ソーン号 (現役犬)

ソーン号は他税関への派遣検査で環境変化にも臆することなく不正薬物の摘発に貢献し、現在は新千歳空港にて活躍中です。

麻薬探知犬に認定された全国のゴールデンレトリバーの中でアン号は摘発数第1位。優秀で愛嬌がある犬でした。

東京税関  
アン号 (退役犬)

横浜税関  
トッパー号 (退役犬)

ペッパー号は爆発的な検査意欲を持ち、夢中で麻薬の匂いを探して横浜税関歴代No.1の摘発件数を誇ります!

大阪税関  
マンゴー号 (現役犬)

デビューから約1年、不正薬物の摘発実績もあり、関西空港を中心に活躍している将来有望な麻薬探知犬のマンゴー号です。

エディ号は常に元気で遊びたいという気持ちが強く、好奇心旺盛な性格。沖縄の歴代麻薬探知犬の中で摘発件数 No.1!

## 麻薬探知犬とハンドラー

麻薬探知犬とペアを組んで検査を行う税関職員のことを「ハンドラー」と呼んでいます。ハンドラーになるために特別な資格は必要ありません。不正薬物を探し出すためには、担当する麻薬探知犬との信頼関係が大切です。

### 【ハンドラーの1日】

ハンドラーは、現場で麻薬探知犬とともに検査を行うほか、毎日、犬の健康状態に留意し健康管理にも努めています。



犬の散歩



グルーミング



健康管理



給餌



検査



検査出動

## 職員インタビュー

歴代税関職員の中で、最も長く麻薬探知犬業務に携わってきた東京税関監視部麻薬探知犬訓練センター室の菊地室長に印象に残っているエピソードを聞きました!

税関に入って2年目の昭和63(1988)年7月に麻薬探知犬を担当する部署へ異動となり、最初に訓練を担当したのはベラ号というメスのラブラドルでした。ベラ号はダミー(タオルを棒状に巻いたもの)での遊びが大好きで、獲得すると唸るほど強気だったのですが、普段は、ドアが閉まる音や段ボール箱が少し動くだけで怖がる臆病な犬でした。

訓練期間を延長して何とか麻薬探知犬としてデビューすることができましたが、臆病さは克服できず、平成2(1990)年に初めての出張で訪れた山口県にある岐山小学校(現在の山口県周南市立岐山小学校)でのデモンストレーションでは、子供たちの声援に驚き、ステージから逃げ出してしまったこともありました。

「この犬ダメだな」と半ば諦めかけていましたが、先輩からのアドバイスも参考に、犬が大好きなダミー遊びの時に箱に投げ入れてみると、箱がひっくり返るのも気にせず、夢中でダミーを獲得することができました。それからは、ベラ号がどうすれば夢中になるか、楽しくワクワクさせられるかを考え訓練をするようになると、怖がることも少なくなり、ついには空港での検査で摘発することができました。それを機に麻薬探知犬の育成業務にどっぷりとはまり、いまだにどうすれば犬がワクワクするかを考えて日々過ごしています。



菊地室長と麻薬探知犬ベラ号

菊地 昭洋(きくち あきひろ)  
昭和61年東京税関採用  
昭和63年にハンドラーとして麻薬探知犬業務に初めて携わり、経歴37年のうち26年が麻薬探知犬業務。主に育成業務を担当し、約1,000頭の訓練に携わり、約350頭を麻薬探知犬として送り出している。





World Customs Organization

# WCO について



## 世界税関機構 (WCO) って何だ？

様々な国際機関の中でも、世界税関機構 (WCO) をご存じの方はいるでしょうか。国際貿易の増大に伴い、税関手続の分野における国際的な調和・統一及び税関行政の国際協力の推進はますます重要となっています。例えば、貿易の際の輸出国での手続、輸入国での手続がバラバラでは、貿易に手間とコストがかかります。また、不正薬物や知的財産侵害物品等、日本の安全、経済に多大な影響を及ぼす問題への対応には、国際的な協力が不可欠です。このような問題に早くから取り組んでいる税関に関

する唯一の国際機関として、WCO があります。

WCO は、各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的とする国際機関として、昭和 27 (1952) 年に設立されました (本部：ブリュッセル・ベルギー)。

令和 4 (2022) 年 12 月現在、184 개국・地域がメンバーとなっています。

## WCO の主な活動

WCO の主な活動としては以下が挙げられます。

- 1) 円滑な国際貿易に資するよう、HS 条約 (商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約) に基づき、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表の改定・策定などを行うこと。
- 2) 税関手続の標準化・調和化を図るための改正京都規約、平成 13 (2001) 年の米国同時多発テロを受けて策定された WCO SAFE 「基準の枠組み」を始めとして、国際貿易の安全確保及び円滑化のための各種条約及び国際標準の策定・更新をすること。
- 3) 世界貿易機関 (WTO) が主管する関税評価 (関税が課される際に課税標準となる価格を決定すること) 及び原産地規則 (関税の適用等のために輸入貨物の原産国を決定するためのルール) に係る協定の統一的解釈及び適用のための技術的検討を行うこと。
- 4) 不正薬物、知的財産侵害物品、テロ関連物資などに対する施策の共有などを通じ、各国税関当局の取組の強化を推進すること。
- 5) 知的財産侵害物品取締り、貿易円滑化等に係る途上国税関のキャパシティ・ビルディングを推進すること。

## WCO と日本の関係

日本は昭和 39 (1964) 年に加盟し、平成 21 (2009) 年 1 月より、日本人の御厨邦雄氏が、アジア諸国から初めて、WCO 事務局のトップである事務総局長を務めています。

日本は WCO の主要政策課題を検討する政策委員会、及び財政事項を検討する財政委員会におけるメンバーであり、WCO における重要な議論に積極的に関与しています。また、WCO 事務局本部や地域キャパシティ・ビルディング事務所などに職員を派遣することで人的な貢献を行うとともに、任意拠出金による WCO の活動への資金的貢献を行っています。

世界貿易の安全確保、円滑化のニーズが更に高まっている中、WCO の役割はますます重要になっており、日本も引き続き積極的に貢献していきます。

# 関税技術協力 について

## 関税技術協力の歴史とこれから

財務省・税関では、開発途上国税関当局からのニーズを踏まえて税関行政に関する専門知識・技術を伝授して各国の税関近代化への努力に貢献するとともに、これら税関との関係強化を図っています。

この関税技術協力の歴史は、遡ること昭和 45 (1970) 年、海外技術協力事業団 (現在の国際協力機構 (JICA)) によるアジア 7 개국を受け入れる研修プログラムに税関が協力し、幕を開けました。平成 2 (1990) 年からは、途上国に赴任して技術支援を行う長期専門家の派遣を開始し、平成 16 (2004) 年に WCO 初の関税技術協力を担当するアジア大洋州地域の事務所 (ROCB : Regional Office for Capacity Building) の開設に日本人が携わって以降、日本人が所長を歴任するなど、各国・地域に根差した支援を積極的に行ってきました。

近年では、これまで続けてきた日本人の税関職員による直接的な技術支援に加え、アフリカ地域などにおける教官養成プロジェクトや、日本の大学院への留学生の招聘など、人づくりにも力を入れています。

国内で流通する不正薬物を始めとする社会悪物品の多くは外国からの密輸入により国内に持ち込まれます。日本税関の使命の一つである安全・安心な社会の実現は、水際における密輸取締りにより達成されますが、年々、巧妙かつ複雑化する密輸手口に対しては、自国の取組だけではなく外国税関との連携が必要不可欠です。特に、不正薬物等の仕出国となりやすい途上国の税関は、取締能力及び情報分析能力を強化することが必要であり、日本税関は関税技術協力によりこれらのニーズに応えるとともに、外国税関とのより効果的な連携を図るよう努めています。

また、昨今の国際貿易の増大、特に E コマースの拡大に伴い、世界中で貿易円滑化が強く望まれ、その取組が進む一方で、経済連携協定などの締結によって求められる税関手続の高度化やサプライチェーンの安全管理、法令順守への要請も高まっています。貿易円滑化を実現するには、日本の税関手続の簡素化・迅速化のみならず、貿易相手国による取組も必要不可欠です。特に WTO 加盟国となっている途上国では、貿易円滑化協定の一部実施が猶予されており、同協定の円滑な履行が喫緊の課題とされています。

このように、途上国においては、適正な取締能力、迅速な通関手続、国際約束の適切な履行のために支援を必要とする国が多く存在します。財務省・税関は、関税技術協力を通じて税関当局間の確かな協力関係・信頼関係を構築しつつ、途上国税関の能力向上を図り、国際貿易の健全な発展、日本の安全・安心な社会の実現を目指していきます。



## 関税技術協力の歴史

- 昭和 45 (1970) 年 受入プログラムの開始 (7 개국 12 名を受け入れ)
- 平成元 (1989) 年 WCO への拠出を通じた支援開始
- 平成 8 (1996) 年 財務省・税関の独自予算による支援開始
- 平成 9 (1997) 年 税関研修所に「税関国際交流センター室」新設 (平成 18 (2006) 年に「国際研修課」へ機構改正)
- 平成 16 (2004) 年 税関研修所が「WCO 地域研修センター」として認定
- 平成 26 (2014) 年 関税中央分析所が「WCO 地域税関分析所」として認定  
全世界の分析に関する技術協力活動に寄与

令和元 (2019) 年までに 7,201 名の研修員の受入れ、2,595 名の専門家を派遣  
コロナ禍においても、オンラインにて技術協力を継続



税関OBで、WCO初の地域事務所を設立し、  
初代所長を務めた松本敬さんに  
インタビューを行いました！

左：松本さん  
中央：タイ関税局長  
右：御厨事務総局長



— アジア大洋州地域の事務所（ROCB）設立に当たり大変だったことは何ですか。

タイ政府の承認を得ることです。タイに赴任した後、タイでは国際機関の事務所を設立するための承認を得るのに2年以上かかることもあると知りました。そのような状況の中、迅速に承認を得る必要があったため、タイ税関のカウンターパートと協力してWCOの設立条約を読み込み、解釈を考え、関係各所への説明に飛び回りました。タイ政府関係者が事務所設立の可否を検討する重要な協議の際には、タイ財務省の廊下で数時間待機したこともありました。

何とか3か月で設立することができましたが、今考えるとあれは奇跡ですね。一緒に取り組んだタイ税関には感謝してもしきれません。

— 国際機関の事務所の立上げに当たっては、どのような気持ちで臨まれたのでしょうか。

—から新しく組織を作るということで、マニュアルやガイドラインもなく、全て手探りの状態だったので戸惑いはありました。し

かし、逆に言うと、何をやっても間違いではない、私の進む道がROCBの進む道だ、という気持ちで臨んでいました。

楽しくもあり、怖くもあった、というのが正直な気持ちですね。

— 初代所長として心掛けたことはありますか。

一番に心掛けたのは情報発信です。設立当初のROCBは、生まれたばかりの赤ちゃんのようなものですから、まずは存在を知ってもらい、成長のための協力を得ることが必要でした。その観点から3か月に1回ニュースレターを発信していました。

さらに、どのような依頼案件でもNoと言わず何でもやるということも徹底しました。

— 今後の若手職員や技術協力に期待することを聞かせてください。

世界に出てみると意外と日本の税関手続も改善する点があると気付かされると思います。開発途上国でも先進的な取組はたくさんあり、とくにITの活用に関しては、日本はもっと頑張れると思います。是非、外の組織に入って、そこで学んだ良いことを日本に持ち帰って、組織や制度の改革に貢献していただければと思います。



税関OBで、現役時代にはWCOでの勤務を始め、  
アジア、アフリカで長期専門家を歴任され、  
また退職後も国際協力のコンサルタントとして  
ご活躍の下家正治さんにお話を伺いました！

ナイジェリアでのWCO関税評価  
セミナーで質問を聞く下家さん



— 国際協力の分野に携わるようになったきっかけは何ですか。

英語を使える仕事に興味があり、税関という職業を選びました。採用直後の研修中、外国税関職員の研修所視察で歓迎スピーチを担当したことが最初の国際協力との関わりでした。

— WCOで勤務した際印象に残った出来事は何ですか？

数年間、東南アジアでの技術協力や受入研修の経験を積んだ後、平成9（1997）年からWCO（在ベルギー）で勤務しました。WCOでは文書作成能力も重要で、それまでの経験では話し言葉が中心だったこともあり、自分が書いた文書が真っ赤に訂正されて当初は苦労しました。最終的には世界の税関の活動の指針として今でも参照される文書を残すことができました。

4年間のWCO勤務中、タンザニアを皮切りに18か国を訪れ20回程関税評価（輸入貨物の課税価格を決めること）セミナーを行いました。まだプレゼンにプロジェクターを使っていた時代で、投影用のプラ製のシートを大量に（1週間の講義だと10キロ近くになることも！）持ち運ぶ必要があり、途上国の不安定な電気事情とも相まってとても大変でした。

技術協力に関しては、日本の制度を押し付けるのではなく、相手の文化や制度を理解し、その国にとって何が最適かを考えることを大切にしたいと思います。信頼関係がないと物事は動きません。相手の立場に立って考え、誠実に対応することで信頼関係を築き、より良い技術協力を行っていただければと思います。

— 長期専門家としての活動について教えてください。

WCOでの勤務の後、JICAの長期専門家としてフィリピンとケニアに続けて赴任しました。フィリピンでは、当初想定の内容と現地の実情との間にギャップがあったため、方向転換するこ

ととなり苦労しました。ケニアでは、東部アフリカ税関職員の教官育成を行いました。これは現在WCOとJICAが共同実施する広域の教官養成プロジェクトのベースになるものでした。

— 税関の後輩にメッセージをお願いします。

失敗談も多くありますが、常に新しいことに興味を持ち続けていけばモチベーションが下がることはなく、楽しかった思い出の方が多いですね。

国際協力の現場では一人で色々なことをこなす能力が必要です。税関の仕事はどんな分野の仕事であっても技術協力に活かせる場面が必ずあるので、今与えられた仕事をとにかく頑張ってください。また、国際協力に携わる職員同士、横の繋がりを大事にし、仲間として知識や経験を共有し合える機会の維持に是非努めてほしいと思います。



# 統計で見る貿易の変遷

貿易は、日本の産業を発展させ、国民生活を豊かにする大きな原動力であり、貿易の発展とともに日本は様々な面において進歩をとげてきました。

日本の貿易構造の推移を貿易統計から振り返り、その変化が国民生活に与えた影響について、時代背景や産業構造の変化を踏まえ見ていきます。

明治 大正 昭和初期

繊維産業の発展による産業革命

明治初期の日本の主な輸出品目は生糸、茶、水産物、主な輸入品目は綿織物、毛織物、砂糖、鉄類でした。特に生糸は、絹織物を含め輸出額全体の約4割を占めていました。当時、絹は欧米で贅沢品でしたが、富岡製糸場を中心に製造した良質で安価な生糸を輸出することで、絹が幅広い階層の人に使用されるようになりました。また、富岡製糸場には、全国からの工女募集・技術を学んだ工女による地方への技術伝播という役割があり、女性活躍社会の先駆けという側面もありました。

明治中期になると、輸入した実綿や繰綿から生産した綿織糸や綿織物などの輸出が増え、綿織物は昭和初期には輸出額全体の約2割になりました。蒸気機関を利用した紡績機により綿糸を大量生産できるようになり、大量の綿製品を生産・輸出することで、軽工業分野で産業革命が進み、貿易立国としての礎を築きました。



輸出生糸の船積状況(昭和初期)



「原 富岡製糸所 繰糸部」(提供:富岡市)

主な輸出品目の変遷と国民生活の変化

ハイテク産業の時代

重化学工業

昭和中期 後期

昭和20(1945)年の日本の輸出入額は約13億円でしたが、戦後の民間貿易再開に加え、昭和23(1948)年にGATTが発足したこともあって、貿易が拡大し、昭和30(1955)年には約1.6兆円となりました。特に貿易構造については、原油・鉄鉱石を輸入し鉄鋼などの重工業製品や自動車などのハイテク製品を輸出するものへとシフトし、石油コンビナートの建設、新幹線の開業など、日本の産業構造も変化しました。昭和後期には、自動車や家電・コンピュータなどのハイテク機器が輸出の中心となり、米国との貿易摩擦を背景に繊維製品の輸出割合は下がっていきました。高品質な日本の自動車は、外国での需要が拡大し、昭和52(1977)年に輸出額全体に占める割合が第1位となり、今日まで輸出の柱となっています。また、昭和末期には半導体の輸出も目立ち始め、昭和63(1988)年には自動車、鉄鋼に次ぐ輸出割合となり、日本の半導体産業は世界の50%を超えるシェアへ成長しました。



自動車の船積状況

平成 令和

半導体需要の増加

IT社会の発展に伴う

平成になっても自動車、半導体、鉄鋼が引き続き日本の主要な輸出品目となっています。自動車輸出をめぐる米国との貿易摩擦の影響により、自動車の現地生産化が進められ、平成初期には自動車の部分品の輸出が増加しました。また、インターネットの普及など、ICT産業の発展に伴う半導体の世界的な需要増を背景に、半導体は主要な輸出品目となっています。他方、繊維製品は、海外生産を主軸とするアパレルメーカーの台頭により、アジア諸国から衣類として輸入され、原油に次ぐ輸入品目となりました。

平成初期の携帯電話は国産が主流でしたが、平成後期には、スマートフォンが世界的に普及し、韓国や中国からの輸入が増加しました。また、中国が半導体の製造に力を入れ始めたことなどを背景に、半導体製造用の機械の輸出がアジア向けを中心に増加し、日本の主要な輸出品目となっています。

近年、特に新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われた令和2(2020)年においては、経済活動や物流の停滞などにより自動車の輸出や原油などの輸入が大幅に減少し、輸出入額は対前年比で10%以上減少しましたが、マスク着用やテレワーク推進などの感染拡大抑制の取組により、マスクやパソコンの輸入が増えるなど、当時の社会情勢が現れています。

おわりに

このように、貿易構造と産業構造は密接な関係にあり、その変化は日本の経済及び国民生活の発展に大きく関わってきたことがわかります。貿易統計は、国際経済や日本のサプライチェーンを把握するための重要な資料として、国内外問わず多くの方に利用されており、これから日本の経済や生活がどのように変わっていくのかを読み解くカギとなるため、今後もその動向には注目していく必要があります。



衣類の検査(編み方を顕微鏡で確認)

参考文献等

- 群馬県立世界遺産センター「富岡製糸場と絹産業遺産群」ホームページ (<https://worldheritage.pref.gunma.jp/whc/>)
- 富岡市観光協会「世界遺産 富岡製糸場」ホームページ (<https://www.tomioka-silk.jp/tomioka-silk-mill/>)
- 上武絹の道運営協議会「上武絹の道」ホームページ (<https://www.jobu-kinunomichi.jp/management/>)
- 経済産業省「半導体戦略(概略)2021年6月」(<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210604008/20210603008-4.pdf>)

## コラム 貿易統計の歴史

貿易統計は、明治2(1869)年、外務省が税関(当時は運上所)に対して、年2回開港場の貿易額の報告を求め、『各開港場輸出入物品高』として公表したのが始まりで、政府が作成する統計で最も古い歴史を有しています。

明治7(1874)年には、大蔵省名義で、『大日本各港輸出入年表』として一般に発表することになり、その後も各時代の経済情勢を反映してきました。当初は年2回程度作成され、紙媒体でのみの閲覧でしたが、現在では毎月インターネット上で誰もが自由に閲覧できます。



明治2年「各開港場輸出入物品高」(出典:国立国会図書館)



統計課執務風景(昭和初期、神戸税関)



# スマート税関構想 2020

財務省・税関は、貿易の健全な発展と安全な社会の実現に努めていますが、税関を取り巻く環境は大きく変化し続けています。そのような中、財務省・税関においては、税関業務の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられるよう取り組んでいく必要があります。

このため、財務省・税関は、AI等先端技術を活用しつつ、国民の視点に立って、税関手続における利便性の向上を図ることにより、「貿易の健全な発展」、「安全な社会」、そして「豊かな未来」を実現するため、税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想 2020」を取りまとめ（2020年6月公表）、世界最先端の税関（スマート税関）を目指して取り組んでいます。

構想では、中長期ビジョンを4つのキーワード（「Solution」、「Multiple-Access」、「Resilience」及び「Technology & Talent」）に整理し、キーワード毎に取り組む施策を策定しており、その概要は以下のとおりです。

## Solution（利便向上策）

税関手続における利便性の更なる向上のため、

- ・ 入国旅客に係る納税手続において、クレジットカード決済等によるキャッシュレス納付を可能に
- ・ 相談対応の利便向上のためチャットボットの導入や税関ホームページの検索機能を改善 など



## Multiple-Access（多元連携）

水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させるため、関係機関、貿易関係事業者等とのパートナーシップを強化。特に、関係業界の間では、定期的な意見交換を実施



## Resilience（強靱化）

社会構造の変化、災害リスク等に備えつつ、税関行政を維持・発展させるため、

- ・ 柔軟な働き方のための環境整備として、テレワーク環境を充実
- ・ 海岸線等における効率的・効果的な監視取締りのため、ドローンを活用 など



## Technology & Talent（高度化と人材育成）

AI等先端技術により、税関業務を高度化させるため、

- ・ AIによるX線画像審査支援等、税関業務へ先端技術を積極的に導入

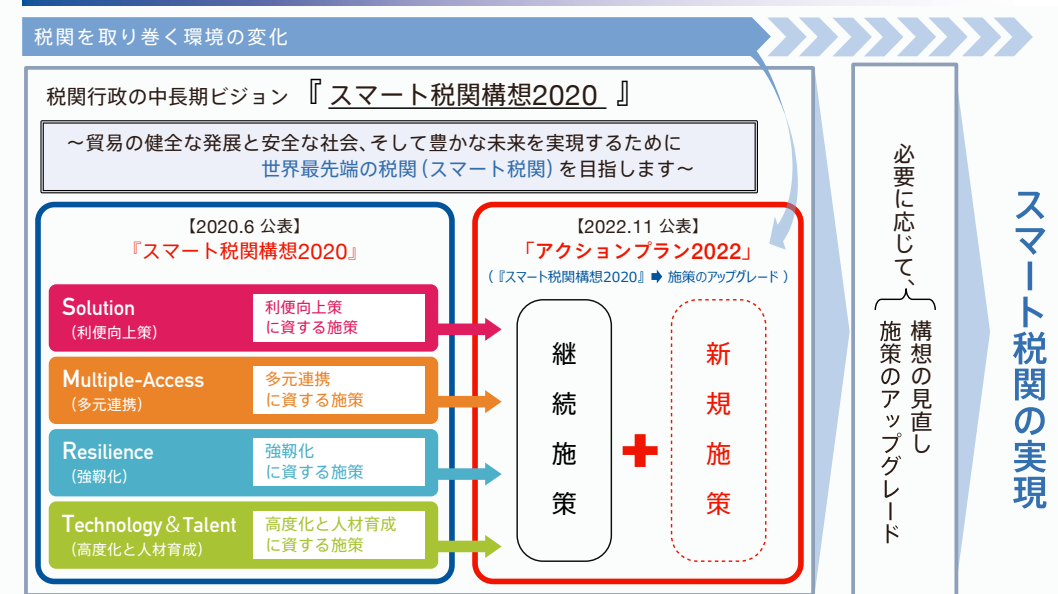


税関を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、越境電子商取引（EC）の拡大による輸入貨物の急増及び経済連携協定の更なる進展などによる国際的な商流・物流の変化、民間部門を起点とした経済社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）化の急速な進展、経済安全保障上の脅威への対応を含む新たなニーズの出現など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化しています。

こうした変化を踏まえ、新たな環境変化やニーズに対応するための新規施策を盛り込むなど「構想」に掲げる施策をアップグレードし、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン 2022」を取りまとめました（2022年11月公表）。

財務省・税関は、スマート税関の実現に向けて、今後も環境変化やニーズを的確に把握し、施策の見直しなどを行いつつ、取り組んでいきます。

### スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の位置付け



### スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の新規施策

1. 新たな環境変化		新規施策
1) 国際的な商流・物流の変化	越境電子商取引（EC）の拡大による輸入小口急送貨物の急増	▶ 急増する輸入貨物への対応 ▶ 経済安全保障への対応 ▶ 出国旅客に対する取締体制の検討
2) 新たなニーズの出現	①輸出取締の適正化	(1)輸出品販売場制度の適正執行に向けた取組 (2)FATF勧告を踏まえた取組
	②輸入手続の円滑化	▶ 知的財産侵害疑義物品に係る認定手続の更なる簡素化 ▶ 業務通関における納税環境の更なる整備
	③保税地域の活用	▶ 経済活性化のための保税地域の活用
	④国際協力の推進	▶ 戦略的な関税技術協力への取組
	⑤デジタル化への対応	▶ 貿易手続等のデジタル化への対応 (1)貿易情報のDX化への対応 (2)税関の保有するビッグデータの一層の利活用 (3)原産地証明書のデータ交換に向けた取組
3) 技術の進歩	密輸手口の巧妙化	▶ 新たな技術や機器を活用した審査・検査の効率化等 (1)空港・港湾施設等への先端技術を活用した機器等の円滑な導入 (2)税関検査場のDX化に向けた取組 (3)X線CT装置によるAI及び物質識別を活用した不正薬物検知の調査・研究 (4)スマートグラスを活用した審査及び検査等の効率化 (5)水中ドローンの活用可能性の検証
2. 新たなニーズ・シーズの把握		▶ 意見交換等を通じたニーズ・シーズの的確な把握 (1)関係団体との意見交換の充実 (2)WCO・外国税関等との情報交換の拡充
	新たなニーズ・シーズの発掘	